

【令和8年4月努力義務化！】

なぜ治療と就業の両立が必要なのか

～企業が対応すべきポイントをわかりやすく解説～

改正労働施策総合推進法により、今年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になりました。また、厚生労働省も治療と就業の両立支援指針を定めています。

今後、労働者の高齢化を背景に、どの職場でも病気を治療しながら仕事をする労働者の増加が見込まれ、企業には環境整備が求められます。

社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった面からも治療と就業の両立支援に取り組む意義があります。

そこで本セミナーでは、改正法・指針の内容から企業が対応すべきポイント、取組事例、支援制度までを専門家がわかりやすく解説します。

日程	時間	内容
10月27日 (火)	14:00 ～ 16:00	【職場の現状と課題】 (1) 職場における疾病を抱える従業員の状況 (2) 治療と就業に係る課題 【治療と就業の両立支援指針】 (1) 治療と就業の両立支援を行うにあたっての留意事項 (2) 治療と就業の両立支援を行うための環境整備 (3) 治療と就業の両立支援の進め方
10月30日 (金)	14:00 ～ 16:00	【治療と就業の両立に関する取組事例】 【治療と就業の両立に関する支援制度・支援機関】

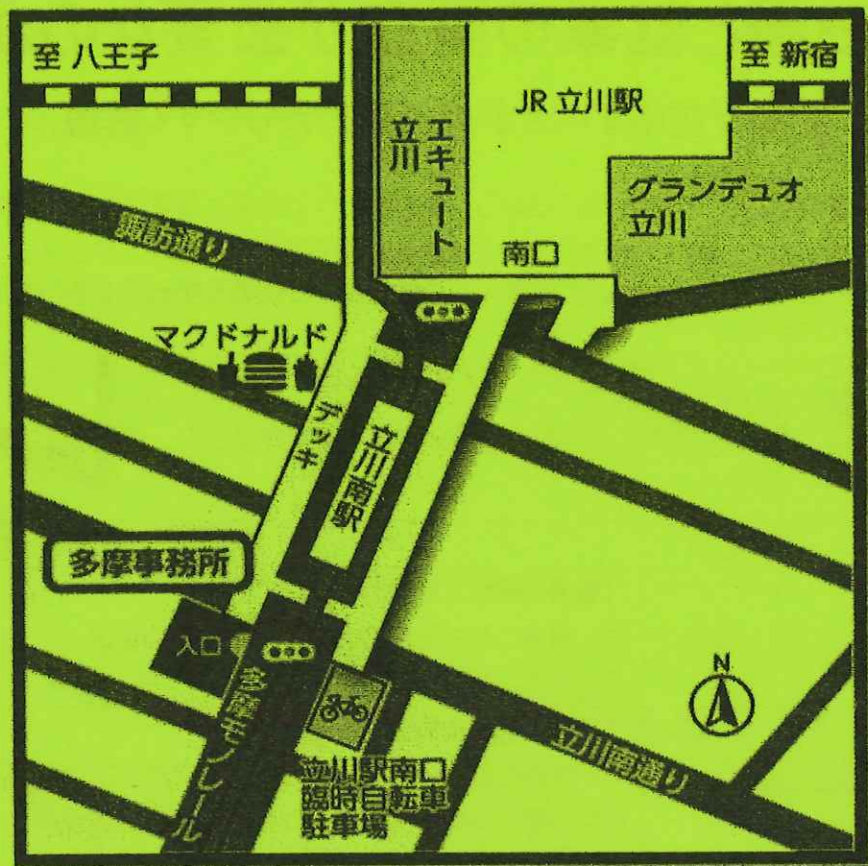
- 講 師 特定社会保険労務士 近藤 明美 氏
- 会 場 労働相談情報センター多摩事務所 7階 セミナー室(アクセス裏面)
- 対 象 者 使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方
- 定 員 70名（※要事前申込・先着順受付）
- 申 込 先 東京都労働相談情報センター多摩事務所（インターネット又はお電話でお申し込みください）
HP：TOKYO はたらくネット
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>
TEL：042(595)8731



- 主 催  東京都労働相談情報センター多摩事務所
- 共 催 立川市・昭島市・町田市・日野市

※災害等やむを得ない事情によって、セミナー開催を中止又は延期することがあります。中止・延期の際は、ホームページ「TOKYO はたらくネット」でお知らせいたします。

会場案内図



東京都労働相談情報センター多摩事務所

(〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-9-2)

電話：042-595-8731

〔最寄駅〕

JR線・立川駅 徒歩4分

多摩モノレール線・立川南駅 徒歩1分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

多摩事務所 公式LINE

＜友だち募集中＞

セミナー情報などの配信や
労働相談をご案内しています



～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。
詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。